

「阿倍野区路上喫煙対策検討会」開催要綱

制定 平成30年5月18日

改正 令和3年8月1日

(目的)

第1条 市民等の安全、安心及び快適な生活環境を確保することを目的として、阿倍野区内において路上喫煙禁止地区選定、それに伴う広報・啓発活動及びその他取組等の路上喫煙対策全般を検討するにあたり関係者の意見を聴取するため、「阿倍野区路上喫煙対策検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙のとおり地域住民、商店会及び各種団体の関係者のうちから区長が指名する。

(座長)

第3条 検討会の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、検討会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 座長の任期は2年間とし、再任を妨げない。また、変更があった場合は、検討会において互選により定める。

(会議)

第4条 検討会は、区長が招集する。

2 検討会は、内容に応じて委員以外の者が出席し意見を述べることができる。

3 検討会は、公開する。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され検討会の目的が達成できないと認められるときは、公開しないことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、阿倍野区役所市民協働課に置く。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、阿倍野区長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

この改正要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

氏名	団体等	—
乾 篤弘	あべの筋魅力づくり協議会	会長
岸本 孝則	TACL（タックル） 【たばこ市民マナー向上エリア活動団体】	環境・防災委員長
高岡 祥介	阿倍野区地域振興会常盤連合振興町会	連合町会長
	ゆめまちロード OSAKA あべの 【たばこ市民マナー向上エリア活動団体】	座長
辰嵐 道夫	阿倍野区地域振興会金塚連合振興町会	連合町会長
沼波 素代	元ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン 【たばこ市民マナー向上エリア活動団体】	役員
横井 善昭	阿倍野区商店会連盟	副会長